

令和4年5月24日

保護者様

大田区立大森第八中学校
校長 保谷 満

自然災害等に関する対応について

日頃より本校の教育活動に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
台風上陸等自然災害の際には、大田区教育委員会の指導（「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」）により、下記のような措置をとります。警報以外の注意報などとお間違えのないようお願いいたします。

なお、災害時や学校からの行事中止等の連絡は学校緊急連絡システムを活用することが多いため、まだ登録が済んでいないご家庭につきましては必ずご登録ください。

1. 【臨時休校・部活動中止等】

○午前6時の段階で、大田区へ台風に限らず防風警報が発令されている場合は、部活動の朝練などに参加せず、自宅待機といたします。

○午前7時に大田区へ暴風警報が発令されている場合は、臨時休校といたします。

※午前7時に大田区へ暴風警報が解除されている場合は、平常通りとします。

2. 【学校留め置き】

○下校時に大田区への暴風警報が発令されている場合、生徒を学校に留め置きます。暴風警報が解除されるまでは生徒を学校に留め置き、解除後に方面別の集団下校を実施します。

3. 【鉄道の計画運休に伴う臨時休業等の対応】

台風接近の伴う鉄道各社の計画運休実施を受け、生徒の安全を最優先に考え今後の鉄道運休を想定した対応方針が策定されました。区内教職員への影響が最も大きいJ R京浜東北線の路線を判断基準の対象として下記のとおり自然災害への初期対応に関する大田区立学校ガイドラインに追記されています。

午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表された場合

(1) 午前0時まで、蒲田駅・大森駅を含むJR京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、大田区立全小・中学校を臨時休業とする。

(2) (1) 以外の場合は授業とする。

(3) 当日の朝など、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しない。

2、午前0時までに翌日の鉄道の計画運休が発表されない場合

「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」の対応とする。

3、その他

(1) 台風による自然災害の状況、鉄道の計画運休の状況に応じて、ガイドライン以外の対応が必要な場合は、教育委員会事務局より別途指示が出されます。

※ 気象庁発表に関しては、各家庭においてテレビ、ラジオ、インターネット、電話117番等でご確認ください。

こちらのプリントにつきましては、1年間保存（どこかに掲示）しておくようお願いいたします。万が一、紛失されても本校ホームページよりダウンロードできます。